

国土建労第7号
平成25年5月10日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長



標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について

建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境の構築を進める上で、雇用、健康、厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）の未加入対策を総合的に進めることが特に重要であり、その旨は、「建設産業における社会保険加入の徹底について」（平成24年3月26日国土建第342号・国土建整第183号国土交通省土地・建設産業局長通知）により通知したところです。

また、こうした取組を進めるに当たっては、社会保険等に参加するための原資となる法定福利費が、発注者から元請企業、下請企業へ、更に個々の技能労働者まで適正に支払われるようにすることが重要であり、「法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について」（平成24年9月13日国土建整115号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）において、適正な法定福利費の確保、適正な法定福利費を含んだ見積・契約の実施、法定福利費が内訳明示された見積書の尊重、下請企業への社会保険加入の指導の徹底などをお願いするとともに、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成25年3月29日国土入企第36号国土交通省土地・建設産業局長通知）により、平成25年度公共工事設計労務単価の決定と合わせ、法定福利費の適切な支払と社会保険等の加入の徹底を求めたところです。

先般、第2回社会保険未加入対策推進協議会（平成24年10月31日）において専門工事業団体が作成した標準見積書案が登録されるとともに、その活用等による法定福利費の確保の推進について申し合わせが行われ、その後具体的な運用に当たっての課題等に対する対応について、4月18日に開催された同協議会ワーキンググループにおいて申し合わせが行われたことから、各建設業者団体におかれては、下記の取組を着実に進めていただくようお願いいたします。

また、その際は、傘下の会員企業内部において、工事の受注担当部局や専門工事業者の調達部門、加入指導を行う現場関係者等も含め、必要な部署において趣旨が徹底されるよう、周知に当たってご留意下さい。

なお、「各専門工事業団体における標準見積書の作成について」（平成24年6月13日国土建整第48号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）は、廃止します。

1. 標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示

社会保険未加入対策を進めていく中では法定福利費の確保が重要ですが、少なくとも現在の民間工事に係る受注においては、トン単価や平米単価による見積が一般的となっており、法定福利費がどのように扱われているのかが分かりにくい状況となっています。

このため、法定福利費は本来、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であるという前提の下、従来の総額単価による見積だけではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示することにより、必要な金額を確保していく必要があります。

一方、建設業者には、適正な見積を行う努力義務があり（建設業法第20条）、法令により加入義務のある社会保険等のための法定福利費も、見積に含まれるべき必要な経費である旨が建設業法令遵守ガイドライン※に明記されています。

※ 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（平成23年8月）及び「建設業法令遵守ガイドライン（再改訂）一元請負人と下請負人の関係に係る留意点一」（平成24年7月）

しかし、下請労務により施工することが多い現状においては、自社が直接雇用していない技能労働者の分も含めて法定福利費を正確に算定することは極めて困難です。また、注文者側にとっても公正かつ客観的な法定福利費の額を把握することは難しい状況にあります。

このため、各専門工事業団体ごとに、見積時に法定福利費の内訳を明示するための標準見積書を作成するとともに、その業界における取引実態も踏まえつつ、各社の実情に応じた法定福利費の額を簡便に算定することができるよう、一定の統計データに基づく算定のための作成手順書を策定し、これらを法定福利費の算定を行おうとする専門工事業業者の参考に供するよう、各専門工事業団体に要請することとしました。

これを受け、既に、第2回社会保険未加入対策推進協議会に各団体から標準見積書案等が登録されたところです。各専門工事業団体及び建設業者においては、この作成手順書を含む標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を自ら進め、必要な労務費と合わせて各社の状況に応じた適正な法定福利費の確保を図るとともに、下請企業に対し、同様に標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を求めることが強く期待されています。

なお、この法定福利費の額は、本来個別工事ごとに各建設業者が算定するものであり、自社の技能労働者のみで施工する場合や、下請労務により施工される場合であっても当該下請労務に従事する技能労働者の法定福利費を正確に算定することが可能な場合には、自社の施工実績等に基づいて算定して記載することが必要です。

2. 専門工事業団体における取組

専門工事業団体においては、標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示と法定福利費の確保が着実に進むよう、次の取組をお願いいたします。

(1) 団体における標準見積書等の位置付けの明確化

各専門工事業団体では、各団体が作成した標準見積書及び作成手順書について、本通知を踏まえ、1に記載した標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示の意義と標準見積書等の位置付けを冒頭に明記し、改めて団体としての考え方を明確にする。

(2) 標準見積書・作成手順書の内容のブラッシュアップ

1) 算定に当たり用いる保険料率の統一

法定福利費を内訳明示する見積書において示す法定福利費は、健康保険料（法律上40歳以上の者が一体的に徴収される介護保険料を含む。介護保険料の対象となる40歳以上の労働者の割合については、協会けんぽでの対象者・対象外の者の状況を勘案して設定する。）、厚生年金保険料（法律上一体的に徴収される児童手当拠出金を含む。）及び雇用保険料を対象とする。具体的な保険料率は毎年度一定の時期に国土交通省が厚生労働省に確認した上で各団体に情報提供する。

2) 計算手順の明確化

標準見積書及び作成手順書では、法定福利費の具体的な計算手順が関係者に理解されるようにすることが必要であることから、具体的な金額の記載ではなく、各欄に記号を振って、各欄の演算関係を示す形で提示する。具体的な金額を記載している場合には、具体的な金額の記載によらずに、各欄の記号により示すように修正する。

3) 歩掛等の根拠の明確化

専門工事業団体の作成する作成手順書における計算に当たって用いる歩掛等については、関係者に理解されるように公正・妥当な客観データを用い、数値の根拠や出典を明記する。業界団体調査による数値を用いる場合は、平均値だけでなく客観的な統計処理をした高低の分布や動向等の全体像も記載する。現在の案の中で歩掛等の根拠・出典が不明確なもの、特定個社や業界団体調査による数値を用いているものについては、算定に用いる数値の根拠や出典を明記するとともに、特定個社の数値ではなく、公正・妥当な客観データを用いたものに改める。

4) 法定福利費の基本的な算出方法

法定福利費の計算方法としては、各業種の実情に応じ、一定の方法により当該工事に係る労務費の総額を算出し、これに法定福利費の保険料率を乗じる方法を基本とする。

5) 法定福利費の算出方法として考えられるその他の方法

工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合や工事の数量当たりの平均的な法定福利費をあらかじめ算出した上で、個別工事ごとの法定福利費を簡便に算出する方法を採る場合には、年度ごとの単価や平均値等を用いるに当たり、出典根拠を明確にするとともに、当該割合又は数量当たりの法定福利費を一定の幅を持たせた参考指標として示した上で、個別に見積書を提出する際には下請企業はその内容を合理的に説明することが求められる。

但し、実態を反映していないことが明らかな方法は、社会通念上認めることはできない。

6) 見積金額を調整するときの法定福利費内訳明示額の取扱い

当該工事に係る労務費の総額に法定保険料率を乗じる方法を用いて法定福利費を算出している場合において、元請企業及び下請企業が労務費を減額調整する旨合意したときは、減額された労務費の額を基準にして法定福利費を減額する。ただし、労務費の減額ではなく、単価の減額の場合は、労務費の減額とは限らず、必ずしも法定福利費額が連動するものとはならない。

当該工事の工事費に一定割合を乗ずる方法を用いて法定福利費を算出している場合は、工事費を見積額より減額する旨合意したときは、工事費の減額の調整に合わせて、法定福利費を減額する。

施工単位当たりの法定福利費額に数量を乗じる方法を用いて法定福利費を算出している場合は、数量の減少に合意した時には法定福利費を減額することになるが、数量が減少していなければ、工事費を見積額より減額しても法定福利費は減額しない。

7) 法定福利費内訳明示額に係る消費税の取扱い

請負契約に係る工事費は、消費税の課税対象となることが原則であり、法定福利費は工事費の一部を構成するものであることから、消費税の課税対象となる工事費に含めて取り扱うこととする。

8) 適用除外である者の取扱い

個人事業主、一人親方（労働者とみなされる場合を除く）など、当該工事における法定福利費（事業主負担分）を要しない適用除外となる技能労働者の数や割合が分かる場合は、これらの者に係る法定福利費は内訳明示額に含めないこととする。

適用除外となる者の数や割合が判らない場合にあつては、①直轄土木工事の予定価格の積算や25年度公共工事設計労務単価の改定において現に一定割合の未加入者が存在しつつも未加入者が加入するために全員加入を前提として必要な法定福利費が算入されるよう改められたこと、また、②本来は健康保険や厚生年金保険への加入義務があるにもかかわらず法定福利費（事業主負担分）の負担を要しない一人親方化を前提とした見積りを行う不当な建設業者が競争上有利となる余地を残しかねないことを踏まえ、当面、未加入者全員の加入に必要な法定福利費の額を内訳明示の対象とする。

なお、元請企業と下請企業は、内訳明示された見積書を踏まえ、技能労働者の保険加入の実態や未加入者の今後の加入予定等を勘案しながら協議を行い、下請契約を締結することとする。

(3) 標準見積書等による内訳明示の推進

1) 下請企業の見積提出促進

各専門工事業団体は、傘下の会員企業等に対し、標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を自ら進め、適正な法定福利費の確保を図ることを求めるとともに、更に下請企業に発注しようとする際には、当該下請企業に対し、同様に標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を求めるよう働きかけることとする。

2) 下請企業の経理の明確化

標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書を作成・提出するためには、下請企業において自社の見積の算定根拠を説明できるよう経理を明確化することが望まれることから、各専門工事業団体は会員企業を通じて経理の明確化に向けた取組を呼びかける。

3) 各団体の周知状況・使用開始時期の目途共有

各専門工事業団体は、標準見積書の活用に向けた団体による説明会等を通じた周知の状況や団体としての標準見積書の使用開始時期について、国土交通省をはじめとする関係者間で共有するよう努める。

4) 未作成団体の対応

現時点で法定福利費の内訳を明示するための標準見積書及び作成手順書を未作成である専門工事業団体においては、本通知を踏まえ、可能な限り速やかに検討・作成し、社会保険未加入対策推進協議会の事務局である当課まで登録する。

3. 総合工事業団体における取組

総合工事業団体（会員企業が元請企業となり得る専門工事業団体を含む。以下同じ。）においては、標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示と法定福利費の確保が着実に進むよう、次の取組をお願いいたします。

(1) 発注者への対応

主な民間発注者団体に対し、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（平成23年8月 国土交通省）及び「法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について」（平成24年7月23日国土建整第77号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）を踏まえて、法定福利費を適正に考慮した金額により見積及び契約締結

を行うよう要請する。

また、傘下の会員企業に対しては、上記の通知を踏まえて法定福利費を適正に考慮した金額による見積及び契約締結を発注者に求めていくよう周知する。

(2) 見積書を提出する環境づくり

1) 元請企業から下請企業へのお見積書提出促進

総合工事業団体は、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を元請企業から下請企業に促すよう、会員企業を通じて働きかけを行う。

2) 見積書を提出した下請企業の尊重

総合工事業団体は、下請企業からの標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を促進するため、会員企業に対して、標準見積書の活用等により内訳明示した見積書を提出した下請企業の法定福利費等については、見積書を提出しない下請企業と異なり、見積書を尊重した取扱いを行うよう求める。

3) 労務費減額の懸念への対応

法定福利費を確保する代わりに労務費を引き下げるといった懸念を払拭するため、総合工事業団体は、建設業法令遵守ガイドラインを踏まえ、契約の見積時から契約まで必要な労務費と合わせて適正な法定福利費が確保されるよう、会員企業に対して各社の関係部門・関係担当者も含めて周知するよう求める。

なお、法定福利費は見積額としつつも労務費等が見積額を下回る額で下請契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

4) 定型書式の対応

下請企業による標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成・提出を促進するため、総合工事業団体は、会員企業に対し、会員企業が下請企業から見積書の提出を受ける際の定型書式を定めている場合であって、当該定型書式に下請企業が法定福利費の額を記入するための欄が設けられていないときは、機会をとらえて当該定型書式に当該欄を追加するよう要請する。

4. 関係者への周知啓発

各建設業者団体においては、以下のような様々な機会をとらえて標準見積書の活用等による法定福利費の確保及び社会保険等への加入徹底に向けた関係者への周知啓発を図るようお願いいたします。

1) 団体による説明会

各専門工事業団体においては、団体の構成員・企業・担当者向けに標準見積書の意義・活用についての説明会を開催し、会員をはじめとする関係者への普及・啓発を図る。

2) 標準見積書の団体ホームページへの掲載

各専門工事業団体においては、作成した標準見積書及び作成手順書を団体のHPに掲載し、会員企業等の利用に供する。その際には団体の判断により会員外の企業等が利用できるようにすることも可能である。

3) ゼネコン本社から社内・現場関係者への説明

ゼネコンにおける標準見積書等を活用した法定福利費の内訳明示への理解を深めるため、総合工事業団体は会員を通じてゼネコン各社の社内関係者や現場関係者への周知を行うよう働きかける。

4) 協力会組織を活用した説明

団体に所属していない企業も含めて標準見積書等を活用した法定福利費の内訳明示など社会保険未加入対策の周知啓発や加入勧奨を行うため、各団体は元請企業の協力会組織を通じた説明会等を実施するよう関係者に働きかける。

5) リーフレット等の活用

各団体は、国土交通省において作成・配布される発注者向け・元請企業向け・下請企業向け・建設労働者向けの各リーフレットやポスターの版下を活用してリーフレット等を印刷し、法定福利費の内訳明示など社会保険等の加入徹底に向けた関係者への周知啓発を図る。

6) 現場の建設労働者への説明

各団体は、リーフレット等を活用しながら、現場の建設労働者に対して職長会や新規入場研修など様々な機会をとらえて社会保険等についての周知啓発を図る。

5. 見積書使用開始の目途

各建設業者団体においては、社会保険未加入対策推進協議会ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という）において、下請企業から元請企業への標準見積書の提出を平成25年9月頃を目途として一斉に開始することが申し合わされたことを踏まえた対応をお願いいたします。なお、9月以前に下請企業が標準見積書を提出することが禁じられているものではありません。

6. 法定福利費内訳明示の支援

今後標準見積書の活用等により法定福利費の内訳明示を進める過程では、例えば、次のような情報・課題が出てくることが想定されます。

- ・ 法定福利費を明示した見積書の使用を理由なく断られた。
- ・ 見積書も無いのに法定福利費を要求された。
- ・ 法定福利費を不当に減額された。
- ・ 指名停止などいわれのない扱いを受けた。 等

このため、総合工事業団体、専門工事業団体等においては昨年12月に整備・開設している相談窓口を活用して、これらの課題や情報を収集し、集約・整理の上当課あて定期的な報告をお願いいたします。いただいた報告は、当課において集約し、社会保険未加入対策推進協議会ワーキンググループにおける意見交換等に反映させる予定です。各団体におかれては、まだ体制が整備されていない場合には、速やかに団体内部に必要な体制を整備するとともに、ワーキンググループにおける意見交換等を踏まえ、必要な対応を行うようお願いいたします。

なお、各地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」や建設業振興基金の相談窓口等においても、同様に情報・課題の収集・集約を行う予定です。

7. 「法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について」の一部改正

「法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について」（平成24年9月13日国土建整第115号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）の一部を次のとおり改正します。

記以外の部分中「③法定福利費が内訳明示された標準見積書の尊重」を「③法定福利費が内訳明示された見積書の尊重」に改める。

記2（3）中「「専門工事業団体における標準見積書の作成について」（平成24年6月13日国土建整第48号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）」を「「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」（平成25年5月10日国土建労第7号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）」に改める。